

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休息日、
翌日とする)

目 次

◇ 告 示

町の名称の変更

定期種牡畜検査の実施

土地改良区の役員の就退任

土地改良区の定款の変更の認可

保安林の指定の解除

保安林の指定の解除予定(二件)

漁業災害補償法による共済契約の締結の申込みについての同意を求めるための発起人の届出

◇ 運管告示
政治活動のために寄附を受け、又は支出することができない政治団体

◇ 正 誤
昭和五十九年三月鳥取県告示第二百八十号中訂正

告 示

鳥取県告示第三百七号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第三条第三項の規定により、
溝口町みぞぐちの名称を溝口町みぞぐちに昭和五十九年五月一日変更することを許可した。

昭和五十九年四月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第三百八号

鳥取県種牡畜検査条例(昭和二十四年三月鳥取県条例第十一号)第五条第二項の規定に基づき、豚の定期種牡畜検査を実施するので、同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十九年四月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

検 査 期 日	検 査 時 間	検 査 場 所
昭和五十九年四月二十日	午前十時から	倉吉市大塚 中部家畜市場
昭和五十九年四月二十一日	"	"
昭和五十九年四月二十三日	"	鳥取市国安 東部家畜市場
昭和五十九年四月二十六日	"	西伯郡岸本町久古 西部家畜市場

鳥取県告示第三百九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり羽合土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十九年四月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理事	故島 賢市	東伯郡羽合町大字長瀬一五〇一六
神崎 昭文	九六八	
新 豊	九五三	
植原 正隆	一一六二	
細川 正一	九七八	
村口 春高	一六七一一二	
秋田 幸人	久留五二一二	
岩室 不二雄	一〇五一一三	
椿 徳	田後六九四	
朝倉 正	五七八一三	
中村 博文	上浅津一二六	
竹信 秀秋	三六八一	
清水 巧	二九三	
富山 直幸	下浅津五三三四	
浅井 隼美	一七二	

山下 義春	南谷三五
椿 昌	上橋津二九一
船田 長年	三二五一〇
絹見 石春	東郷町大字長江一〇七八
岡本 良藏	門田三四二一
福井 兼義	倉吉市清谷四九一
生田 善太郎	大塚一一五
杉本 廣	東伯郡羽合町大字長瀬一四五一四
北田 昇一	上浅津二九一一
間 壽太郎	橋津四三三一一六

昭和五十九年三月七日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事	故島 賢市	東伯郡羽合町大字長瀬一五〇一六
岡本 實	一〇五〇一二	
細川 正一	九七八	
植原 正隆	一一六二一一	
穂久 潤一	久留九二一一	
前田 健壽	水下一四五一二	
高田 孝一	長瀬二〇三九	
青木 勉夫	田後七二二	
浅井 美好	上浅津五一一	
清水 巧	二九三	
山田 正純	下浅津二四三一二	

"	山下義春	"	南谷三五一
"	安達芳男	"	橋津七七
"	音田暉正	"	東郷町大字長江九五五
"	岡本良藏	"	門田三四二一
"	福井兼義	"	倉吉市清谷四九一
監事	杉本 廣		東伯郡羽合町大字長瀬一一四五一四
"	北田昇一	"	上浅津二九一一
"	間 壽太郎	"	橋津四三三一六

昭和五十九年三月八日就任 任期四年

鳥取県告示第三百十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり大鴨土地改良区から役員が就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十九年四月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

就任した役員の氏名及び住所

理事	太田光紘	倉吉市蔵内九七
"	増田高德	丸山町四七七一一
昭和五十九年三月十二日就任	任期昭和六十年八月八日まで	
監事	畑中保近	倉吉市不入岡二六六

昭和五十九年三月十二日就任 任期昭和六十一年八月八日まで

鳥取県告示第三百十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、久米ヶ原土地改良区の定款の変更を昭和五十九年四月三日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

昭和五十九年四月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第三百十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和五十九年四月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字駒埴字具津掛四〇三の二（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

なだれの危険の防止

三 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第三百十三号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和五十九年四月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

- 八頭郡用瀬町大字江波字奥ノ谷一〇四八の一・一〇四八の一四・一〇四八の三二・一〇四八の三四から一〇四八の三八まで・一〇四八の五七・字奥ノ谷奥二七から二九まで・三六・字枳ケナル一の一・一一の二・一七から一九まで・二三(以上一九筆について、次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び用瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第三百十四号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和五十九年四月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡三朝町大字福本字ツムギ七の八から七の一まで

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため

鳥取県告示第三百十五号

漁業災害補償法施行規則(昭和三十九年農林省令第三十五号)第四十八条の二において準用する同規則第四十六条第一項の規定に基づき、漁業災害補償法(昭和三十九年法律第一百五十八号)第百八条の二第三項に規定する同意を求めることについて発起人にならうとすることに係る届出があつたので、漁業災害補償法施行規則第四十八条の二において準用する同規則第四十六条第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十九年四月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

発起人になろうとする者の住所及び氏名	加入区	漁業の区分	場 所	期 間
岩美郡岩美町大字 網代二〇一 井筒 達 美	網代加入区	中型いかつり漁業	網代港漁業 協同組合	昭和五十九年四月六日から同月二十日まで
岩美郡岩美町大字 網代三五二 芳 尾 寿 和				
岩美郡岩美町大字 網代一二八 村 川 光 治				

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第三十号

次の政治団体は、政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第二項の規定に基づき、昭和五十九年四月一日以降政治活動（選挙運動を含む。）のために寄附を受け、又は支出することができない政治団体となつたので、同条第三項の規定により告示する。

昭和五十九年四月六日

鳥取県選挙管理委員会委員長 前 田 忠 雄

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
入江正雄後援会	椎木 精	入江 勇	西伯郡大山町長田三三〇
遠藤勝美後援会	榎野 俊春	松本 敏郎	境港市外江町一七三〇
金曜会	安藤 九雄	日野節太郎	倉吉市越中町一五六七―八
徳沢義夫後援会	井上 幸喜	徳沢 幸人	鳥取市古海一八
西尾義昭後援会	西山 友市	西尾 秋夫	鳥取市数津一六四
古井喜実西部後援会	入江 伸二	泰野 一郎	米子市西福原八六二―四
前田宏後援会	福本 昌男	前田 恒利	岩美郡岩美町大字岩本一〇九〇
松本節夫後援会	松本 千秋	市川 長一	境港市源町二〇五七―二
盛田五郎後援会	中尾潤一郎	春井 明	八頭郡若桜町大字若桜二二一三
安田省二郎後援会	西尾 美昭	小田 義之	鳥取市富安二―二〇
山口義行後援会	中瀬 巴	酒井美美子	倉吉市昭和町三五六

正

誤

昭和五十九年三月鳥取県告示第二百八十号（建築計画概要書の閲覧場所の一部改正について）中次の箇所誤りがあつたので、訂正する。

頁 段 誤

正

十八 上 巖城

巖城

十八 上 東巖城町

東巖城町

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月千七百円（送料を含む。）】